**異議申立により後遺障害等級１４級の認定を受けて，訴訟により解決した事例**

**【相談者】**　女性（40代) ／ 熊本県在住 ／ 職業：会社員

【**受任時期**】　治療終了・症状固定後

**【傷病名】**　外傷性頸部症候群，バレーリュー症候群，腰椎捻挫

**【後遺障害等級】**　異議申立により１４級

**【活動のポイント】**　後遺障害の異議申立及び事故と損害の因果関係の立証

**【サポート結果】　相手方提案額０円から賠償額２０９万円にて解決**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **主な損害項目** | **相手主張** | **解決額****（既払金を除く）** | **既払金を入れた解決額** |
| 休業損害・後遺障害に基づく損害等 | **0** | **209万円** | **413万円** |

**1.相談・依頼のきっかけ**

　Ａさんは信号停止中に追突されて，頸椎捻挫・腰椎捻挫等の傷害を負いました。

ところが，事故の相手方の任意保険会社は，事故が軽微な事故であると判断し，治療費の支払いをしない対応をとりました（一括対応の拒否）。

このため，Aさんは自身の入っていた自動車保険の人身傷害保険を利用し，治療費・休業損害・慰謝料等の支払いを受けました。

Aさんはシングルマザーで，Wワークをしながらお子さんを育てていましたが，事故による治療で欠勤が続き，勤務先から退職を促されて退職することになりました。

そのような中で，Aさんは別の法律事務所に交通事故の損害賠償請求を依頼されましたが，自賠責保険への後遺障害の等級認定申請が非該当になり，当事務所の以前の依頼者様からの紹介で当事務所に相談にお見えになりました。

**2.受任後の活動**

（１）医療記録の検討・異議申立

　　自賠責保険の後遺障害等級認定の非該当の通知内容とＡさんの医療記録を比較検討し，腰椎椎間板ヘルニアの存在が見落とされている可能性を指摘するとともにAさんの事故から現在に至るまでの症状の経過をもとに自賠責保険に異議申立を行いました。

（２）訴訟提起

　　異議申立の結果，Aさんの異議申立が認められました。

　　そこで，後遺障害等級14級を前提とする損害の算定を行い，相手方保険会社に損害賠償の提案を行いました。

　　ところが，相手方保険会社は，Aさんの事故は，軽微な事故であり，もともと損害はなく，人身傷害保険金及び自賠責保険の支払額以上を支払う必要はないとして，賠償を拒みました。

　　このため，訴訟を提起することになりました。

（3）訴訟上の和解による解決

　　訴訟では，相手方は，Aさんが人身傷害保険で支払いを受けた損害（治療費・慰謝料・休業損害など）も含めて事故との因果関係がないあるいはAさんの既往症・精神的な要因があるとして減額（素因減額）されるべきとして争ってきました。

　　刑事記録・医療記録をもとに事故の状況と症状の関係，参考となる裁判例等もあげて，Aさんの事故による治療・休業・後遺障害が賠償の対象となることを主張・立証しました。

　　最終的に裁判所から和解案が示されることとなり，人身傷害保険金からの支払額（約200万円）の他に自賠責保険からの回収額も含めて209万円の損害が認められ，和解成立となりました。

**3．当事務所が関与した結果**

後遺障害の等級が異議申立の結果認められ，損害賠償を拒んでいた相手方から賠償を受けることができました。

**4.（所感）解決のポイント**

後遺障害の異議申立の結果が出るまでに時間を要したこと，後遺障害の等級認定を受けても，相手方が賠償を拒み，訴訟でも全面的に争われたことでご依頼をお受けしてから解決までに1年半ほどの時間を要することになりました。

相手方が全面的に争ってきたことで，Aさんはかなりの精神的なストレスを感じられたことかと思いますが，連絡を密にとらせて頂くことで，不安を少しでも解消しようと努めました。

Aさんの生活再建のお手伝いが少しでもできたかなと思っています。

以上